

特用林産施設体制整備事業

【復旧・復興対策（復興庁計上）50百万円】

対策のポイント

特用林産施設整備や放射性物質の被害防止対策等により、特用林産物生産の経営基盤の強化や就業機会を確保し、被災地の復興を図ります。

<背景／課題>

- ・原発事故の影響により、きのこ類及び山菜類で175市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成25年11月12日現在）。
- ・福島第一原子力発電所事故による放射性物質の汚染等により、生産や経営が困難な状況が続いています。

政策目標

17都県の国産きのこ類の生産量

（313千トン（平成24年）→344千トン（平成26年））

<主な内容>

特用林産施設の体制整備

（1）きのこ等の生産力増強対策

被災地の復興、食料基地の形成、特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入を支援します。

（2）特用林産物放射性物質等の被害防止対策

ほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の放射性物質の防除施設等を整備します。

補助率：1／2
事業実施主体：市町村、森林組合、林業者の組織する団体等

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059）]

特用林産施設体制整備事業

25年度補正 事業費1億円、国費0.5億円

被災地の復興等のための特用林産の施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の防除施設の整備を支援

【 事業内容 】

補助対象：

特用林産の施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の防除施設の整備等

基本国費率：1／2

事業実施主体：

市町村、森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

交付先：

国→都道府県→実施主体



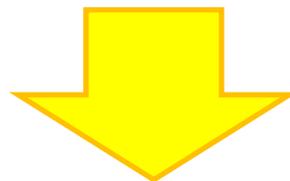
①きのこの等の生産力増強対策

被災地の復興、食料基地の形成、特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、生産者の次期生産に必要な生産資材の導入等



②特用林産物放射性物質等の被害防止対策

ほだ木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備等



- 特用林産物生産の経営基盤の強化による被災地の復興
- 就業機会の確保による地域の活性化